

不公正な取引方法に対する措置の在り方（論点メモ）

第20回資料1の9ページも参照のこと

1 不公正な取引方法の全部又は一部を刑事罰の対象とすべきか。

不公正な取引方法（の一部）を刑事罰の対象とすべきか。

- ア．不公正な取引方法を抑止するために刑事罰の対象とすることが適当か（排除措置命令だけでは不十分か。）
- イ．刑事罰の対象とすべきなのは不公正な取引方法のすべての類型か、あるいは一部か。具体的にはどの類型か。
- ウ．不当な取引制限、私的独占が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件としているのに対し、不公正な取引方法は「公正な競争を阻害するおそれ」を要件としていることをどう考えるか。

刑事罰の対象とすべき(又は、反対しない)との意見	刑事罰の対象とすべきではないとの意見
<p>公正競争阻害性が生じたことで独占禁止法の保護法益を侵害したものと考えられるし、優越的地位の濫用や不当廉売等は、競争に大きな悪影響を及ぼすものであることは明らかである。</p> <p>一般指定で規制されている現行の不公正な取引方法は、現在課徴金の対象となっている私的独占等よりも構成要件が明確であるといえる。</p> <p>規制の内容が不明確であるという点については、ガイドラインの内容を不断に見直し、より明確なものとするよう努めることで、明確にされ得る。</p> <p>消費者利益に密接に関連する欺瞞的顧客誘引等に対しては刑事罰の対象とすることが考えられるのではないか。</p>	<p>不公正な取引方法は、「公正な競争を阻害するおそれ」にすぎない段階で予防的に規制するものであり、競争に与える影響は軽微な行為であるから、刑事罰の対象とすることにはなじまない。</p> <p>独占禁止法の基本的規制手法である排除措置のみで不十分であるとする根拠が明確でなく、確定排除措置命令違反に刑事罰を科すという現在の枠組みが適切なのではないか。</p> <p>刑事罰金の対象とすると、「公正な競争を阻害するおそれ」は明確性に欠け、正常な事業活動と明確に区分できないので、自由な事業活動を萎縮させるおそれがある。</p>

2 不公正な取引方法を違反金や刑事罰の対象とする場合、現行の指定方式を含めた規定の在り方を見直す必要があるか。

（これまでの主な意見）

罪刑法定主義の要請を満たす必要があるのであれば、現在の一般指定を法律で規定すればよい。

法律である程度の定義を定めた上で、委員会の告示で具体的な要件を定めたとしても刑事罰や課徴金の対象とすることに問題が必ずしもあるというわけではない。